

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7 年 5 月 1 日 至 令和 8 年 4 月 30 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 木戸整形外科
 ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☒ 出資持分なし ☐ 出資持分あり)
 ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他
 ③ ☒ 基金制度採用 ☐ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘西 2 丁目 53 番 12 号
- (3) 設立認可年月日 平成 29 年 1 月 24 日
- (4) 設立登記年月日 平成 29 年 4 月 11 日

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開 設 場 所	許可病床数
診療所	木戸整形外科	28-1-3026743	兵庫県尼崎市武庫之荘 西 2 丁目 53 番 12 号	一般病床 0 床 療養病床 0 床 [医療保険 0 床] [介護保険 0 床]

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第 4 2 条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7 年 6 月 24 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 4 月 29 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

様式11-2

法人名 医療法人社団 木戸整形外科
所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘西二丁目53-12

※医療法人整理番号 0 2 0 4 9

財 産 目 録
(令和8年4月30日現在)

1. 資 産 額	267,303 千円
2. 負 債 額	143,414 千円
3. 純 資 産 額	123,889 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	212,204
B 固 定 資 産	55,099
C 資 産 合 計 (A + B)	267,303
D 負 債 合 計	143,414
E 純 資 産 (C - D)	123,889

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(☐ 法人所有 ☒ 賃借 ☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

法人名 医療法人社団 木戸整形外科
所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘西二丁目53-12

※医療法人整理番号 0 2 0 4 9

貸借対照表
(令和8年4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	212,204	I 流 動 負 債	133,130
II 固 定 資 産	55,099	II 固 定 負 債	10,284
1 有 形 固 定 資 産	5,435	負 債 合 計	143,414
2 無 形 固 定 資 産	275	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	49,388	科 目	金 額
		I 基 金	10,000
		II 積 立 金	113,889
		(うち代替基金)	0
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	123,889
資 産 合 計	267,303	負債・純資産合計	267,303

法人名 医療法人社団 木戸整形外科
所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘西二丁目53-12

※医療法人整理番号 02049

損 益 計 算 書
(自 令和7年5月1日 至 令和8年4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	187,020
2 事業費用	166,287
本来業務事業利益	20,732
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	20,732
II 事業外収益	616
III 事業外費用	148
経常利益	21,200
IV 特別利益	140
V 特別損失	0
税引前当期純利益	21,340
法人税等	5,111
当期純利益	16,229

様式11-7

法人名 医療法人社団 木戸整形外科

※医療法人整理番号 0 2 0 4 9

所在地 兵庫県尼崎市武庫之荘西2丁目53番12号

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産 総額 (千円)	事業の 内 容	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし									

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業 者との関 係	取引の内 容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
該当なし							

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

- (注) 1 関係事業者ごとに記載すること。
 2 種類は医療法施行規則第32条の6に定める関係事業者のうち該当する関係を記載する。
 近親者である場合には続柄を記載する。
 3 次に定める取引については上記の注記を要しない。
 イ 一般競争入札による取引並びに預金利息及び配当金の受取りその他取引の性格からみて
 取引条件が一般の取引と同様であることが明白な取引。
 ロ 役員に対する報酬、賞与及び退職慰労金の支払い
 4 該当する取引がない場合には「該当なし」と記載する。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 木戸整形外科

理事長 木戸 一二 殿

私は、医療法人社団木戸整形の令和7会計年度（令和7年5月1日から令和8年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和8年6月24日

医療法人社団 木戸整形外科

監事 野崎 光